

公益財団法人全日本柔道連盟 柔道衣および帯規格検査手続き要領

平成 22 年 12 月

1. 目 的

この要領は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）主催大会において適用する柔道衣規格の検査およびその手続き等について定める。

2. 検 査

柔道衣規格の検査は、全柔連が定める「全柔連主催大会における柔道衣および帯ガイドンス」に基づき、全柔連が指定した検査機関において行う。

3. 指定検査機関

財団法人 日本繊維製品品質技術センター（略称 QTEC（キューテック））
〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町 7-19
TEL:03-3666-5390 FAX:03-3666-5394

4. 検査申請手順

(1) 申 請

- 1) 柔道衣製造業者は、検査を受けようとする柔道衣（上衣、下穿）および帯について、所定の申請様式により、全柔連に対し申請する。（柔道衣および帯の製品モデル名および製品番号を明記のこと。）

(2) 検査許可

- 1) 全柔連は、上記申請による柔道衣製造業者からの申請を受理した場合、その申請書の写しを指定検査機関に送付し、指定検査機関における検査受入の可否について確認を行う。
- 2) 指定検査機関から検査受入可の確認ができ次第、全柔連はその旨を柔道衣製造業者に通知する。

(3) 検査用サンプル品の送付および検査料の支払い

- 1) 全柔連から指定検査機関の検査受入可の通知を受けた柔道衣製造業者は、以下の検査用サンプル品を全柔連および指定検査機関にそれぞれ送付する。

① 180cm サイズの柔道衣 1 着（上衣、下穿）

② 上衣刺し子部分の反物（生地）

サイズは長さ 1.5m、幅は反物の幅

③ 黒帯 1 本（長さ約 2m50cm～3m）

★白帯も合わせて検査を受けたい場合は、同長さの白帯 1 本

※ 全柔連に対しては、②上衣刺し子部分の反物（生地）は不要。

※ 全柔連は、上記サンプル品をその検査の可否にかかわらず 5 年間保管するものとする。

- 2) 柔道衣製造業者は、3 週間以内に、指定検査機関の定めた検査手数料を指定検

査機関に支払う。

〈検査手数料〉平成 22 年 11 月 18 日現在

- | | | |
|-------------|-----------|--------|
| ① 上衣 1 枚につき | 100,000 円 | (消費税別) |
| ② 下穿 1 枚につき | 50,000 円 | (消費税別) |
| ③ 帯 1 本につき | 35,000 円 | (消費税別) |

2) 指定検査機関は、柔道衣製造業者から送付された検査用サンプル品と検査手数料の支払いを確認後、検査を実施する。

3) 検査方法は、JIS 規格に則り、所定の検査項目について検査が行われる。

(4) 検査結果の通知

1) 指定検査機関は、検査結果を全柔連に通知する。

2) 全柔連は、柔道衣製造業者に対し、申請から 3 ヶ月以内に検査結果を通知するとともに、規格適合証を発行する。

(5) 登録

1) 全柔連は、検査に合格した柔道衣および帯を、規格適合品として登録し、ホームページ等で公開するものとする。

5. 規格適合柔道衣の取扱い

(1) 移行措置として、2011 年度および 2012 年度から適用する大会においては、各大会の出場選手は、大会参加申込時に、着用する規格適合柔道衣および帯の製造業者名、品名および品番を所定の用紙により大会主催者に申告するものとする。(申告のない選手は、大会に出場できない。)

(2) 完全実施(すべての全柔連主催大会での適用)となる 2013 年 4 月 1 日以降の規格適合柔道衣および帯の識別方法については、今後検討する。

6. 禁止事項

(1) 柔道衣製造業者は、規格に適合した柔道衣および帯について、故意に変更を加えてはならない。故意の変更が認められる場合は、全柔連はその柔道衣の登録を取り消すことができる。

(2) 上記 5 の (1) および (2) に示す大会に出場する選手は、着用する規格適合柔道衣および帯について、故意に変更を加えてはならない。故意の変更が認められる場合は、その選手は全柔連競技者規程第 5 条 (5) 号に違反した者として、同規程第 7 条による処分を受けることがある。

以上

※ 全柔連競技者規程第 5 条 (5) 号

「前各号のほか、国際柔道連盟および本連盟の規約に反する行為をすること。」